

社会福祉法人大石ヶ原会
介護予防支援
南吉成地域包括支援センター

運 営 規 程

介護予防支援

南吉成地域包括支援センター 運営規程

目 次

第1章 総 則

- 第1条 目 的
- 第2条 運営方針
- 第3条 事業所の名称及び所在地

第2章 職 員

- 第4条 職員の職種、員数及び職務内容

第5章 その他の重要事項

- 第9条 通常の事業の実施地域
- 第10条 職員研修
- 第11条 秘密保持
- 第12条 苦情処理
- 第13条 損害賠償
- 第14条 その他の重要事項

第3章 利用に係る事項

- 第5条 営業日及び営業時間
- 第6条 介護予防支援の提供方法及び内容
- 第7条 利用料等

付 則

第4章 権利擁護に関する事項

- 第8条 虐待防止に関する事項

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大石ヶ原会（以下「本会」という。）が開設する、南吉成地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、支援センターの管理者及び職員（以下「職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 支援センターの職員は、要支援者等の希望や心身の状況に応じた介護予防サービス計画の作成等を支援する。

2 事業の実施に当たっては、公正中立の遵守及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 南吉成地域包括支援センター
- 二 所在地 仙台市青葉区南吉成7丁目14番地1

第 2 章 職 員

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 所 長 1名
所長は、事業所運営にかかる指揮・監督を行う。
- 二 管理者 1名（主任介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- 三 主任介護支援専門員 1名以上（管理者と兼務）
主任介護支援専門員は、介護予防支援の提供にあたる。
- 四 保健師（看護師等） 1名以上
保健師（看護師等）は、介護予防支援の提供にあたる。
- 五 社会福祉士 1名以上
社会福祉士は、介護予防支援の提供にあたる。

第 3 章 利用に係る事項

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。尚、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 職員は、予防プランの作成の開始に当たっては、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

- 2 利用者の相談を受ける場所については、原則利用者の居宅とし、利用者・家族の都合により南吉成地域包括支援センター内相談室、病院等で相談を受ける場合には、個人情報の取り扱いについて十分に留意するものとする。
- 3 職員は、予防プランの策定に当たり、基本チェックリスト等に基づく課題分析表を用いて、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 職員は、前項に定める課題の把握については、利用者の居宅を一度以上訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この際、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に対し説明し、理解を得るものとする。
- 5 職員は、利用者及びその家族の希望、並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域におけるサービス提供体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ予防プランの原案を作成するものとする。
- 6 職員は、予防プランの原案に位置付けたサービスの担当者から、会議の召集、照会等により、当該予防プランの原案について、専門的な見地から意見を求めるものとする。
- 7 サービス担当者会議は、原則として利用者の居宅で開催するものとする。
- 8 職員は、予防プランの原案について位置付けられたサービスを第1号事業支給費の支給もしくは保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 9 職員は、予防プラン作成後においても、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、予防プランの実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて予防プランの変更及びサービス事業者等との連絡調整、その他の援助を行うものとする。

- 10 職員は、上記の把握を行うためサービス実施後3月に1度以上、利用者を訪問するものとする。
- 11 職員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合及び利用者が介護保険施設へ入所または入院を希望する場合には、介護保険施設等への紹介、他の援助を行うものとする。
- 12 職員は、介護保険施設等から退所又は退院しようとする事業対象者、要支援者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行出来るよう、あらかじめ、予防プランの作成等の援助を行うものとする。
- 13 医療機関との連携促進の為、利用者の医療機関受診時および入院時には、担当ケアマネジャー等の氏名、事業所情報等を医療機関へ提供いただくものとする。
- 14 職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医学的サービスの利用を希望している場合その他の必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めるものとする。
- 15 職員は、予防プランに、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションその他の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外のサービスについて、主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重し行うものとする。
- 16 職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第32条第6項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見又は法第37条第1項に基づき指定されたサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（サービスの種類については変更の申請が出来ることも含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って予防プランを作成するものとする。
- 17 職員は、予防プランの作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効率的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるよう努めるものとする。
- 18 職員は、予防プランの作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、第1号事業支給費の対象サービス、介護予防給付等対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて予防プラン上に位置付けるよう努めるものとする。

（利用料等）

第7条 介護予防支援等を利用した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準額及び、仙台市介護予防ケアマネジメント実施要項に定める金額によるものとする。

第 4 章 権利擁護に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発防止をするために、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
 - 二 虐待防止のための指針を整備するものとする。
 - 三 虐待防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
 - 四 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業所は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ報告し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努める。

第 5 章 その他の重要事項

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、南吉成中学校区、折立中学校区とする。

(職員研修)

第9条 支援センターは、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時の研修
- 二 外部研修への参加
- 三 職場内研修の実施

(秘密保持)

第10条 職員はその業務上知り得た、利用者またはその家族（契約者）の秘密を保持する。また、退職後においても同様とする。

(苦情処理)

第11条 社会福祉法第82条に規定する苦情解決体制を整備するため、本会に福祉サービス向上委員を置き、事業所に苦情受付担当者及び苦情解決責任者を設置し、別に定める規定により事業の福祉サービス向上に努めるものとする。

(損害賠償)

第12条 本会は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他の重要事項)

第13条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本会と支援センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年 4月 1日 から施行する。

平成24年 1月 1日 一部改正

平成26年10月14日 一部改正

令和 元年10月 1日 一部改正

令和 4年 4月 1日 一部改正

令和 4年12月 1日 一部改正

令和 5年 5月11日 一部改正